令 和 6 年 12 月 2 日
常陸大宮市総務部財政課

現場代理人の兼務について（通知）

平成 21 年 9 月より試行を開始した現場代理人の兼務制度について，その有効な運用により，公共工事における施工体制の合理化や受注機会の確保を図ることを目的に，取り扱いの一部を下記のとおり見直すこととしたのでお知らせします。

ついては，現場代理人の兼務を希望する場合には，必ず下記に従い手続きをしていただくとともに，当該手続きにあたり，虚偽等があった場合や，兼務に係る工事について，安全管理の不徹底に起因する事故，現場体制の不備，正当な理由のない工期の遅延等が生じた場合には，以後の常陸大宮市発注工事における兼務を認めないとともに，指名停止措置等を行うこともありますので，留意願います。

なお，従前の取扱いは，令和 6 年 12 月 31 日限り廃止します。

記

１．改正概要（新旧比較）

現行	改正後
・予定価格 3,500 万円未満の工事を 2 件までとする。 ・作業期間中は，監督員と携帯電話等で連絡を取れる体制が常時確保できることを条件とし連絡員の配置義務を廃止する。 　また，現場代理人と万が一連絡が取れない状況が発生した場合の対応として，緊急連絡先の届け出を義務とする。 ・低入札価格調査を実施した工事でないことを条件に追加する。	・予定価格 4,000 万円未満の工事を 2 件までとする。 ・作業期間中は，監督員と携帯電話等で連絡を取れる体制が常時確保できることを条件とし連絡員の配置義務を廃止する。 　また，現場代理人と万が一連絡が取れない状況が発生した場合の対応として，緊急連絡先の届け出を義務とする。 ・低入札価格調査を実施した工事でないことを条件に追加する。

２．兼務の取扱い

工事請負者は，次の①から③のいずれにも該当する場合は，次項の届出をすることにより，現場代理人の兼務ができるものとする。

① 市発注工事であって，予定価格(税込)が **4,000 万円未満**，かつ２件までの兼務であること。

② 作業期間中は，監督員と携帯電話等で連絡を取れる体制が常時確保できること。

③ 低入札価格調査を実施した工事でないこと。

なお，市発注工事と，県又は一部事務組合発注の工事との間においても，市内の工事については，県又は一部事務組合が兼務を認める場合は，兼務が出来るものとする。

３．兼務の届出

工事請負者は，現場代理人の兼務を希望するときは，様式１により発注課（所）長に届け出るものとする。

４．特記仕様書への記載

該当する工事にあっては，特記仕様書に次の旨を記載するものとする。

（現場代理人の兼務）

１　本工事の請負者は，本工事の現場代理人が他の工事の現場代理人を兼務するときは，あらかじめ書面により届け出なければならない。

２　現場代理人が兼務できる工事は，本工事の他１件までとする。

３　兼務に当たっては，必ずどちらかの現場に常駐するものとし，一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理しなければならない。

４　作業期間中に現場代理人が他の工事の兼務のため不在となるときは，監督員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制を整えておくこと。また，監督員が求めた場合には，本工事現場に速やかに向かう等の対応を取ること。

５　兼務に係る工事について，安全管理の不徹底に起因する事故の発生，その他現場体制の不備等が生じた場合は，新たに現場代理人を配置させなければならない。なお，その後の，当該請負者に係る常陸大宮市発注工事においては原則として兼務を認めない。

５．留意事項

現場代理人と主任技術者を兼務している工事において，契約変更により請負金額（税込）が 4,000 万円を超えた場合は，現場代理人の兼務はできないものとし，もう一方の工事に係る現場代理人を新たに配置しなければならない。（ただし，建設業法施行令第 27 条第 2 項に該当する場合はこの限りではない。）

６．適　用

令和 7 年 1 月 1 日以降の起工決議に係る工事に適用する。

なお，令和 6 年 12 月 31 日以前の起工決議に係る工事との兼務については，発注課（所）長と別途協議すること。